

第1章 総論

1 はじめに

(1) 計画策定の経緯

1929年（昭和4年）3月29日に創立し、まもなく90周年を迎えようとしている公益財団法人山梨県体育協会（以下「本協会」という。）は、これまで山梨県におけるアマチュアスポーツ団体を統轄し、スポーツの振興、発展のために邁進してきました。

この間、スポーツを取り巻く状況はめまぐるしく変容し、スポーツの社会的地位は大きく向上するとともに、それに合わせた環境や組織などの整備は、今もなお急速な発展を遂げているところです。

直近10年間の本協会の変遷を顧みると、平成17年に財団法人山梨県民スポーツ事業団との統合がなされ、平成18年には管理する県有体育施設に指定管理者制度が導入されました。平成24年には公益法人制度改革関連3法の施行に伴い、「公益財団法人」として再出発するなど、組織や制度の改変が行われると同時に、本協会の果たすべき役割や社会的責任、責務の重要性も年々増してきています。

国では、2011年（平成23年）にスポーツ振興法が50年ぶりに改正され、スポーツ基本法が制定されました。

スポーツ基本法では、「スポーツは、世界共通の人類の文化である。」とした上で、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」としています。そして、全ての人々が適切な環境下で「日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。」とも謳っています。

本協会は、県民にこのスポーツ基本法に記載されたスポーツに関する権利と機会の確保を図るため、中心的な役割を果たしていかなければならない団体です。

そのため、1人でも多くの県民に「スポーツをすること、みること、ささえること」の喜びや楽しさ、夢や感動をこれまで以上に感受できる魅力ある事業が必要となりました。

このことから、2012年（平成24年）3月に策定された「スポーツ基本計画」や2013年（平成25年）6月に日本体育協会が策定した「21世紀の国民スポーツの推進方策」、さらに2014年（平成26年）2月に山梨県教育委員会が策定した「やまなしスポーツ推進プログラム」におけるスポーツの推進に関する諸施策を踏まえた上で、本協会が目指すスポーツ振興のあり方と取り組むべき施策を明確にした「山梨県体育協会スポーツ推進計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

(2) 計画の期間

本計画は、各事業の10年後の理想像を描きつつ、その理想の実現のために今後5年間で検討、実施していく内容を取りまとめ、本県のスポーツ振興を強力に推進する施策としたことから、その期間を平成27年4月1日から平成32年3月31日までとしました。

2 事業の編成

(1) 現在の事業

本協会では、これまで時代の変容や組織の改編などにより事業体系を常に時代のニーズに合わせるよう変更を行ってきました。

直近では、公益財団法人へ移行する際の検討の中で、次の7つの事業を基にスポーツの振興を図ることとしました。

- (ア) 山梨県体育祭りや山梨県スポーツ・レクリエーション祭など各種スポーツ大会の開催や総合型地域スポーツクラブの育成・支援などを行う「**地域における生涯スポーツの推進**」
- (イ) 競技スポーツ選手の強化や国民体育大会へ出場する選手等の選定、派遣、アンチ・ドーピングの啓発など医・科学的なサポート事業などを行う「**競技スポーツの推進**」
- (ウ) 各種健康づくり教室やスポーツフェスティバルの開催、体力測定や指導者派遣などを行う「**参加機会の充実**」
- (エ) スポーツ少年団の育成を行う「**少年スポーツの推進**」
- (オ) スポーツ指導者の養成や資質向上のための講習会などを行う「**指導体制の充実**」
- (カ) スポーツの情報発信や各種広報活動、スポーツ功労者等山梨県体育協会表彰の事業を行う「**スポーツの啓発**」
- (キ) スポーツ施設の管理運営やスポーツ活動の安全等の確保事業などを行う「**スポーツ環境の整備充実**」

(2) 事業の再編成

前述のとおり、本協会の事業体系は公益財団法人へ移行する際に再編を行ったところですが、その後施行された「スポーツ基本計画」や「やまなしスポーツ推進プログラム」などを反映させた新たな事業体系が必要となったことから、今般、事業を再編成することとしました。

この再編成にあたっては、各専門委員会や、各市町村及び地域でスポーツ推進に取り組まれている市町村教育委員会・体育協会関係者、関係団体、スポーツ推進委員などから日頃いただいている御意見を参考に、新たな課題の抽出やそれに対応する新規事業の模索、将来の明るいスポーツライフを築く上で必要となる取り組み等の発掘を行いました。

これらの課題や取り組み等について、スポーツ振興委員会での議論を踏まえ、既存事業と新規事業を融合し、後述します6つの柱を基軸とし、山梨県におけるスポーツの推進を図るよう事業体系を再編成しました。

3 新たな課題と基本的施策

(1) 新たな課題

本協会では、これまで様々な事業に取り組んできましたが、スポーツを取り巻く環境は急速に進展しており、それに応じ様々な課題やニーズが出てきています。

各章において、それぞれの課題とそれに対応する見直しなどを記載していますので、ここでは、本協会が新たに取り組む事業についてその背景と課題を整理しました。

(ア) 子どものスポーツの推進

文部科学省の調査によると、子どもの運動能力の低下傾向は概ね歯止めがかかってきたとのことですが、これは低下傾向に歯止めがかかったに過ぎず、昭和60年頃と比較すると、基礎的運動能力は依然として低い状況です。また新たな課題として、積極的にスポーツをする子どもとそうではない子どもの二極化が顕著になっています。

山梨県スポーツ少年団においても、団員の減少傾向が見え始めており、この減少傾向は少子化による子どもの減少よりも速いスピードで進んでいます。

子どもは、未来を担う重要な宝です。子どもたちの健全な発育・発達、育成に、スポーツは有効な手段の一つといえます。

本協会では、今後子どものスポーツに関する機会の充実などを、第一の課題としました。

(イ) 障がい者スポーツの導入

2020年東京パラリンピックの開催決定を受け、障がい者スポーツの普及・発展は、今後益々重要度を増していきます。

本協会ではこれまで、自主開催する一部の教室やイベントにおいて、障がい者の方も参加できる部門を導入したり、車椅子を使用している方にもトレーニングができるマシンを整備したりするなど、障がいのある方にもスポーツに親しんでいただける環境を整備してきました。

しかし、このような取り組みはまだ始めたばかりであるため、今後、障がい者スポーツの専門家や団体等との連携を深め、果たすべき役割を明確にし、新規事業を模索・検討する必要があると考えています。

(ウ) 国体関東ブロック大会及び国体の開催に向けた取り組み

国民体育大会関東ブロック大会は、関東8都県で開催していることから、8年に1度山梨県で開催されています。直近では、平成28年度の開催が決定しており、この大会に向けたスポーツ施設の環境整備、競技力の向上は間近に迫った重要課題です。

また、国民体育大会の開催については、各都道府県において2巡目がほぼ終わりに近づいており、昭和61年(1986年)にかいじ国体を開催した山梨県では、2巡目の開催について検討していかなければならない時期が迫っています。現時点で開催年など具体的な事項はありませんが、長期的展望に立ち検討を進めていかなければならないと考えています。

(エ) スポーツ指導者の積極的養成

スポーツをこれまで以上に県民に浸透、推進を図る上で、正しい知識を持った有資格スポーツ指導者の存在は不可欠です。スポーツを行う県民が増加し、さらにこれから増加すると考えられる現在の状況下では、対象者の年齢や体力、ニーズ等に応じた指導を行える有資格スポーツ指導者は十分な状況ではありません。

そこで、本協会では、有資格指導者の確保をこれまで以上に重要な課題と位置づけることとしました。

(オ) 東京オリンピック・パラリンピック

2020年東京オリンピック・パラリンピック開催の決定は、国民の多くが歓喜に沸きました。本県でも同様に、多くの県民が夢と希望に胸を膨らませています。

本協会では、スポーツを推進する上でこの機会を好機と捉え、オリンピック・パラリンピックの開催に合わせスポーツ推進事業に取り組んでいくことが必要だと考えています。

(カ) 組織の透明性、公平・公正性の向上

日本国内におけるスポーツの社会的地位は、近年急速な高まりを見せています。これは、スポーツがもつ役割や効果、心身への作用や効能などが広く人びとに認知されたことによるものです。

一方、その社会的地位の向上とともに、新たな義務や使命、責務などが求められるようになりました。

「スポーツ基本法」においても、スポーツ団体は、「運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。」としており、本協会においてもこれを遵守する義務があります。

今後、加盟団体と一体となり、山梨県におけるスポーツを取り巻く社会の透明性確保のため、より一層のガバナンス強化を図り、また各種事業やスポーツ活動が公平で公正に行われるような取り組みが重要であると考えています。

(2) 基本的施策

本協会では、このように新たに取り組むべき課題や果たすべき役割と、これまで培ってきた諸事業とを融合させ、山梨県におけるスポーツ振興を益々推し進めるため、次の6項目を基本的な施策とし、平成27年度からの事業を行っていきます。

(ア) 子どものスポーツ機会の充実

山梨県スポーツ少年団の理念と意義の浸透を改めて行い、日本スポーツ少年団及び市町村スポーツ少年団と連携をさらに深めながらスポーツ少年団組織の活性化を図り、子どものスポーツ活動の中心的拠点である、スポーツ少年団の育成にこれまで以上に取り組んでいきます。

また、新規事業として学童保育を行っている施設を巡回する「子どもスポーツキャラバン」を展開し、未来を担う子ども達がスポーツの魅力に触れ、体感し、喜びを共感できる事業を行っていきます。

(イ) ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

スポーツは、「誰でも、いつでも、どこでも、いつまでも」行える環境が必要です。そのため、長い歴史をもつ山梨県体育祭りをはじめとする各種大会では、より多くの県民が関わりをもてるような改革を検討し、本協会が行うスクールやスポーツフェスティバルでは、常に県民のニーズに合わせた魅力あるプログラムを導入していきます。更により多くの県民がスポーツを通じて健康で活力ある生活を送ることができるよう、県内各市町村体協と連携し体力測定や運動指導などを行っていくほか、障がい者スポーツを推進するため、関係団体との連携を図っていきます。

(ウ) 競技スポーツの推進

競技スポーツは、自らの能力と技術の限界に挑む活動であるとともに、それに取り組む姿は、県民に夢と感動を与えるなど、県民のスポーツへの関心を高め、活力ある健全な社会の形成にも貢献するものです。

このため、一貫指導体制の確立に一層取り組んでいくとともに、医・科学的な見地からのサポートをより充実させ、本県の競技スポーツを推進していきます。

また、国民体育大会やその関連大会の開催を見据え、関係団体との連携を強化し、円滑な業務が行える体制を整備します。

(エ) スポーツ環境の整備

より良いスポーツ活動を行う上で必要不可欠なのが、指導者などの人材、各種クラブやスポーツ施設などのスポーツ活動拠点、そして正確な情報などのスポーツ環境を整備することです。

本協会では、これまでのスポーツ指導者養成に加え、「スポーツリーダー」の養成を積極的に行い、有資格指導者の確保に努めていきます。また、総合型地域スポーツクラブの設置、自立補助、認知度向上に向けた各種事業の展開、管理施設においては常に県民のニーズに沿った管理運営等を行うなど、スポーツ活動拠点の充実にも引き続き取り組んでいきます。

さらに、情報発信についてはホームページを活用し、常に最新の情報を発信することや、山梨県におけるスポーツの歴史を刻んでいく広報誌の編集・発刊も引き続き取り組んでいきます。

加えて、スポーツ活動を行う上で一つの目標となる、表彰事業についても改善を加えつつ実施していきます。

(オ) 国際交流の推進

青少年のスポーツや地域スポーツをより充実するための一つの方法として、諸外国との親善を図り異なる文化や価値観を得、幅広い視野をもつことが挙げられます。

本協会では、現在交流の機会がある中国や韓国、ドイツと今後もスポーツ交流が深められるよう、関係団体への情報提供を積極的に行い国際交流の輪が広がっていくよう努めます。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿等を誘致することで、県民の国際交流の機会となるよう関係団体と連携を図っていきます。

(カ) スポーツ界の透明性、公平・公正性の向上と補償制度の推進

近年、スポーツの社会的地位は飛躍的に高まっています。それに伴い、本協会が果たす責務や役割も大きくなっているため、本協会のガバナンスの強

化を図ることが必要です。

また、アマチュアスポーツ団体を統轄する団体としての責務を果たすため、アンチ・ドーピングの啓発や各種ハラスメントへの注意喚起、スポーツ仲裁機構への仲裁自動応諾等を行い、県内スポーツ界の透明性、公平・公正性の向上に取り組んでいきます。

また、スポーツ安全保険への加入促進、スポーツ傷害見舞金、主催者賠償責任保険の周知に努め、スポーツ活動中に発生する事故に対する補償制度についても、理解が深まるよう取り組んでいきます。

これら6項目の基本的施策に基づいて行う各事業について、次ページの体系表のとおり施策項目をまとめ、次章から詳細に説明します。

(3) 体系表

推進項目	施策項目	
子どものスポーツ機会の充実	スポーツ少年団の育成	スポーツ少年団組織の活性化
		団員交流事業の促進
		市町村スポーツ少年団の組織強化
	スポーツの巡回指導	
ライフステージに応じたスポーツ活動の推進	スポーツ大会の開催	山梨県体育祭り
		山梨県スポーツ・レクリエーション祭
		山梨県一周駅伝競走大会
	参加機会の充実	スクールの開催
		フェスティバルの開催
		セミナーの開催
	地域スポーツの推進	
障がい者スポーツの推進		
競技スポーツの推進	競技力の向上	競技力向上対策本部の運営
		一貫指導体制の確立
		競技団体等への支援
		医・科学サポート
	国民体育大会の開催	国民体育大会関東ブロック大会
		国民体育大会冬季大会
		国民体育大会本大会
スポーツ環境の整備	人材の養成	子どものための人材養成
		生涯スポーツのための人材養成
	スポーツ拠点の充実	地域スポーツの充実
		総合型地域スポーツクラブの育成・推進
		管理施設の環境の充実
	スポーツの啓発	スポーツ情報発信
		各種表彰
国際交流の推進	スポーツ少年団のスポーツ交流	日独交流・日中交流
	競技スポーツ交流	日中交流・日韓交流
	東京オリンピック・パラリンピック	
スポーツ界の透明性、公平・公正性の向上と補償制度の推進	スポーツ界の透明性、公平・公正性の向上	
	補償制度の推進	